

「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第1次報告）（案）」に
提出された御意見とそれに対する考え方について

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>報告書案V1.(1)-1 8頁33行目～9頁2行目</p> <p>土壌汚染状況調査の追完等は、法第6条第4項及び法第11条第2項規定の措置にはあたらないが、区域指定を解除する。「区域の指定の撤回」と公示するのは、基準見直しによる指定区域の解除を他の理由による指定区域の解除と区別するためか、それとも他の理由なのか。</p>	1	<p>土壌溶出量基準の見直しは「汚染の除去等の措置」に該当しないため、土壌汚染対策法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第11条第2項の規定に基づく指定の解除はできないことから、そもそも区域の指定という行政処分について、「撤回」を行う対応としています。</p>
<p>報告書案V1.(1)-1 9頁5行目 外</p> <p>要措置区域等の指定後の期間に発生する新たな土壌汚染のおそれは、汚染土壌の移動だけではなく、トリクロロエチレン等の分解、1,1-ジクロロエチレンの使用等がある。区域の指定を撤回する際にはこれらの新たな土壌汚染のおそれについても評価が必要ではないか。</p>	1	<p>区域を撤回する際の新たな汚染のおそれについては、専門委員会報告書では、「当該要措置区域等の指定後の期間に区域内で汚染土壌の移動による新たな土壌汚染のおそれがある場合には、区域内の汚染土壌の移動の履歴等を確認した上で撤回するかどうかを判断することが適切である。」としています。</p> <p>これは、撤回の可否にあたっては、当時の調査結果及び既存の資料をもとに判断するという趣旨であり、改めて土壌汚染状況調査を求めるものではありません。</p> <p>なお、トリクロロエチレン等の分解、1,1-ジクロロエチレンの使用等による土壌汚染のおそれの評価については、新たに土壌汚染状況調査の義務が生じた時に行うこととなります。</p>

<p>報告書案 V1. (2) - 2 13頁20、21行目</p> <p>区域の指定解除を伴わない特定有害物質の解除には、現在台帳の訂正のみを要し、公示については特に言及されていない。1,1-ジクロロエチレンの区域の指定の撤回も、公示について言及する必要はないと考える。</p>	1	<p>区域の指定解除を伴わない特定有害物質の解除の場合は、基本的に原位置浄化等の汚染の除去等の措置を実施した場合が想定されると思います。他方、今回の1,1-ジクロロエチレンの見直しに伴い、区域の指定撤回を伴わず1,1-ジクロロエチレンが特定有害物質の種類から撤回される場合、公示等を行わなければ土地の所有者等が当該事項を認識できない可能性があります。このため、その必要性を含め各自治体でご判断いただくこととなりますが、区域の指定撤回を伴わず特定有害物質の種類から撤回される場合の公示について言及することとしております。</p>
<p>報告案 V1. (4) について、掘削後1回目の測定結果が現行基準に不適合かつ新基準に適合であったが、その後の測定において新基準にも不適合な結果が生じた場合は、どうなるのか？</p> <p>新基準にも不適合な測定結果が明らかになっている以上、人の健康被害防止の見地から、当該新基準にも不適合な測定結果から2年間継続して新基準に適合しなければならないこととするべきである。</p>	1	<p>貴見のとおり、汚染の除去等の措置実施後の地下水の水質の測定においては、新地下水基準(0.1mg/L以下)が2年間継続したことを確認した後、措置完了とすることが適切と考えています。</p>